

岩手県告示第585号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成30年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立軽米病院	九戸郡軽米町大字軽米第2地割54番地5	平成33年7月27日